

手 数 料 表

当社は職業安定法に基づき、下記の内容で手数料を定めております。

実際に適用する手数料につきましては、契約書等により下記の範囲内で定めた手数料を適用させていただきます。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職を紹介するサービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職1年後に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 40% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間 が1年を超える場合は最大1年分)に支払われる 賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている 額の40% 手数料負担者は 求人者 とします。

※手数料に消費税は含まれております。

※求職者からは手数料は徴収いたしません。

●返戻金制度について

当社では返戻金制度は導入しておりません。ただし、返戻金制度については、求人者との個々の取引条件の中で、別途定めを設ける場合があります。